

	(遺跡名・調査の種類)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(調査期間)
1	松山遺跡 試掘調査(1)	築地2-2-3	310.48	宅地分譲	5/30
2	西原遺跡 試掘調査	西原1-33外	1738	共同住宅建設	6/15～6/24
3	松山遺跡 試掘調査(2)	築地1-2-4	559.17	共同住宅建設	6/24～7/1
4	長宮遺跡 試掘調査	西原2-5-1	314	心身障害者デイケア施設の建設	7/25～8/2
5	松山遺跡 試掘調査(3)	築地2-4-7	532.36	宅地分譲	8/3～8/12
6	ハケ遺跡 C地区旧福田屋敷地内試掘調査	福岡3-2069-1の一部	54	市指定文化財の整備事業に係る庭園等の造成工事	6/10～1/31
7	川崎遺跡 試掘調査	川崎字台258外1筆	230	機材置場敷設	11/17～11/24
8	城山遺跡 試掘調査	福岡字天神廻226-1,-6	724	範囲確認調査	1/20～1/31
9	城山遺跡 第1次調査	福岡字天神廻226-6	330	分家住宅建設	2/20～3/7



第1図 遺跡位置図 (1/20000)

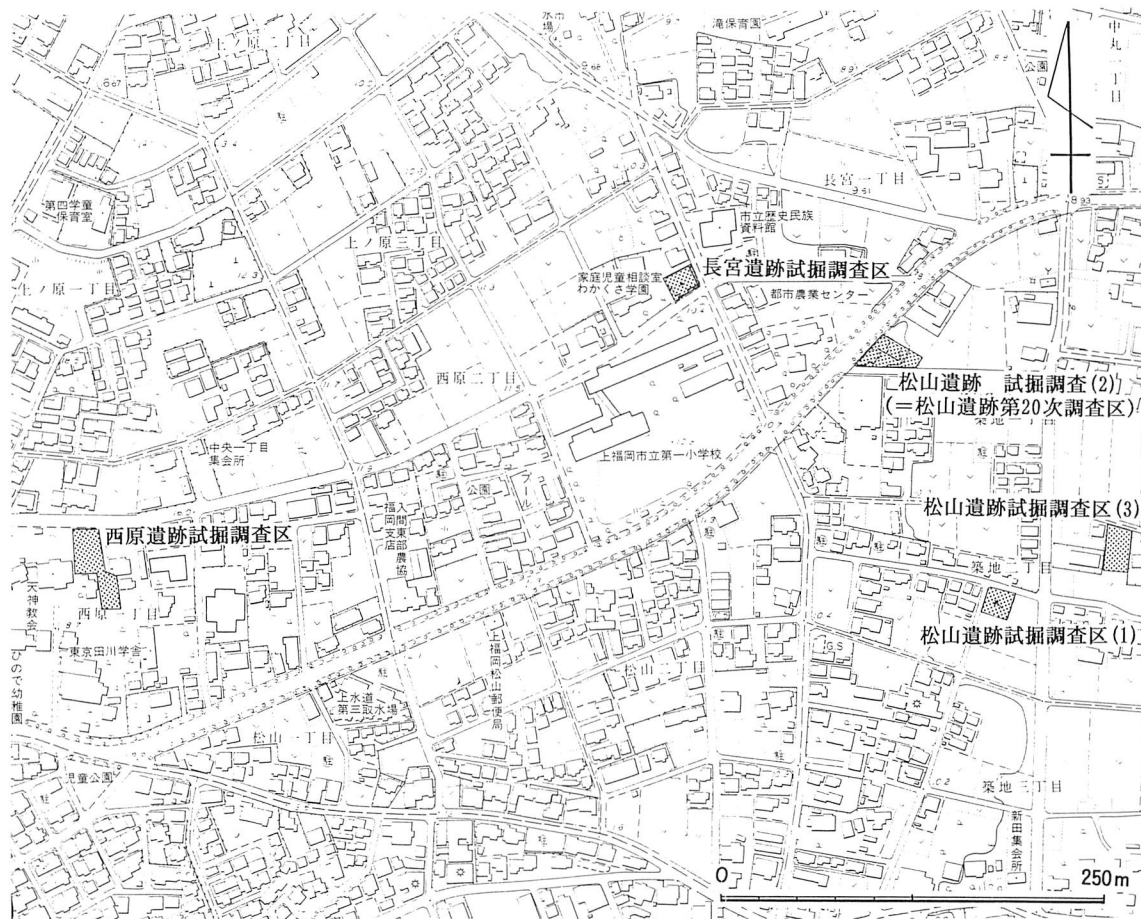
II 松山遺跡の試掘調査

松山遺跡は、標高10～11mの範囲の平坦な台地上にあって、南へ200m程で江川の小支谷があり、東へ400m程で標高7mの水田面に至る。昨年度までに、教育委員会が18次にわたる調査と遺跡調査会による調査及び試掘調査（遺構の確認されなかったもの）を14回行ってきた。その結果第1、第2、第3、第10、第11、第13、第15、第



松山遺跡試掘調査(1)作業風景（北東より）

16、第17、第18次調査にて通算12軒の竪穴住居跡を確認し、平成6（1994）年1月に遺跡調査会が調査したものを含めると合計14軒の竪穴住居跡を確認している。うち13軒が平安時代の住居跡で1軒が古墳時代末期～奈良時代ごろの住居跡である。また第12次調査にて平安時代の井戸跡1基、第14次調査で14～15世紀のものとおもわれる井戸跡1基を確認することができた。最近数年間の調査に

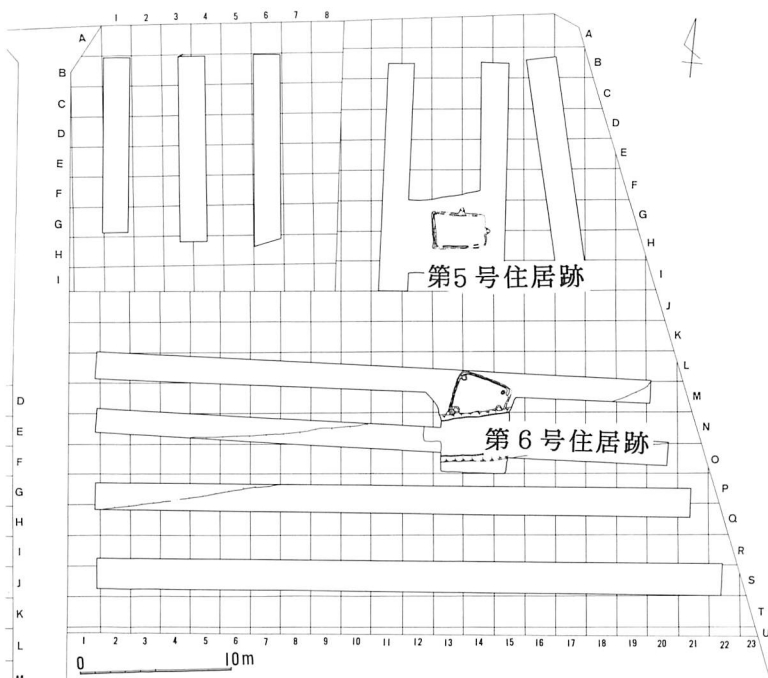


第2図 松山遺跡・長宮遺跡・西原遺跡試掘調査区位置図（1/5000）

よって遺跡の主体をなしているのは、8世紀中葉～9世紀中葉ごろの集落跡であって、1時期の住居は、ほんの数軒程度であったと推察される。平安時代以外の遺構については長宮遺跡の概ね並行する時期の遺構との関連を検討すべきと思われる。

●試掘調査(1)

本調査区は、平成3(1991)年9月に実施した試掘調査区(2)(=第10次調査区を含む)の逆L字型の内側部分に当たる。開



第3図 松山遺跡試掘調査区(1)全測図(1/500)

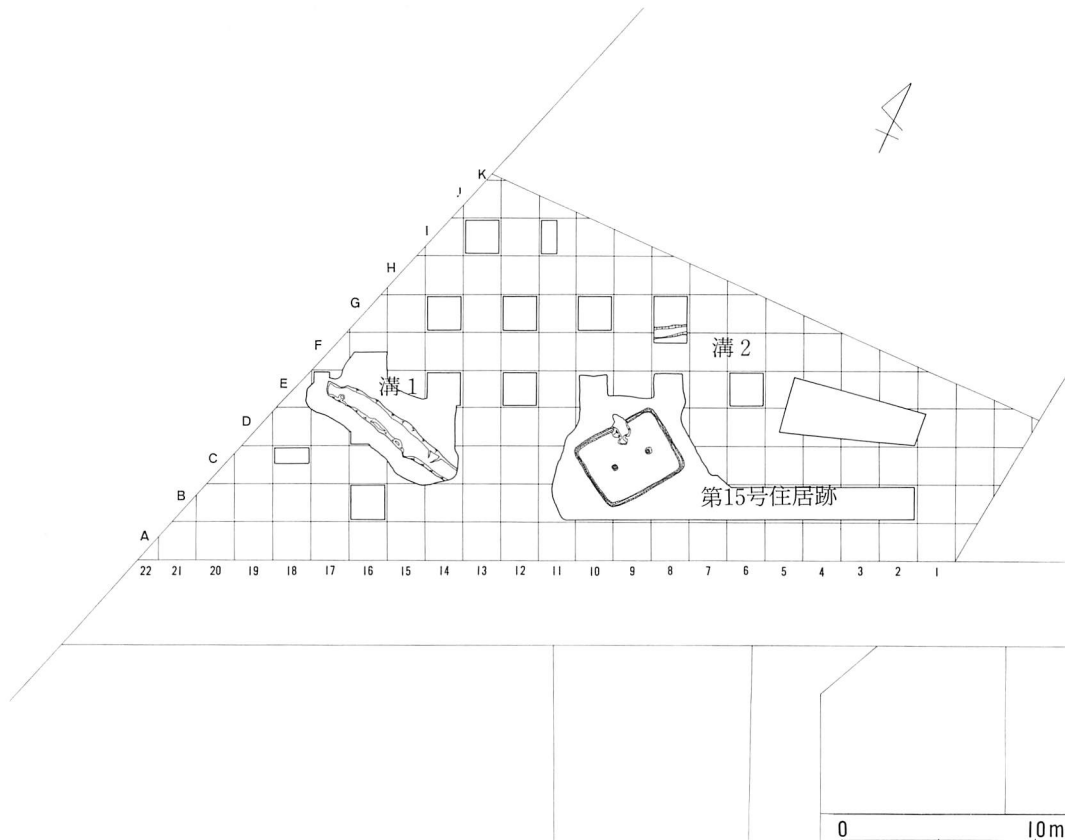
発担当業者より、遺構の有無について問い合わせがあったため、平安時代(9世紀中以降)の住居跡2軒の確認された第10次調査区の隣接地であって、竪穴住居等平安時代の遺構が存在する可能性があると回答した。その後、重機をだすから是非遺構の有無を確認してほしいという申し入れがあったため、5月30日に試掘調査を実施した。北側の道路に接する土地境界線を基準とし、2mグリッドを北西土地境界杭より西から東へむかって1～8区、北から南へA～I区と設定した。さらにそのグリッドを利用して第1区列、第3・4区列、第6区列へ計3本のトレンチを設定しトレンチ同士の間隔が1.5mになるようにした。重機にてトレンチ部分の表土を除去して、ローム面を人力にて精査した。ローム面までの標準土層は、表面から10cmは駐車場に使われるような砂利を多量に含み、ビンのものであるガラス片や、舗装用アスファルト片が散乱し混じっていた。もとビン置場であって舗装用されていたアスファルトを剥がしたためであろう。その下は粘性の強い黒褐色土層が厚さ10cmほどで、上の瓦礫の層と密接な関係があるものと思われる。3層目は、ロームブロックやローム粒子を多量に含む暗褐色土層で、厚さは20cm～30cmほどであって、計40～50cmでローム面に至る。攪乱された箇所が数箇所確認されたが、ごぼうによるものは比較的少なかった。遺構・遺物は一切確認出来なかったため、ただちに当日中に埋め戻しをおこない、器材を撤収し、試掘調査を終了した。

調査を終了した。

●試掘調査(2)

本調査区は、昭和58(1984)年4月に実施した第5次調査区の道路を挟んで北側に当たり、第5次調査では、遺構は確認できなかったものの、わずかな土師器片などを調査中採集している。そのため、遺構がその付近に存在する可能性も考えられた。平成6年6月24日、とりあえ松山遺跡試掘調査(2)作業風景(東より)





第4図 松山遺跡第20次調査区全測図（1/400）



松山遺跡試掘調査(2)作業風景（東より）

ず遺構の所在確認のための試掘調査を実施することになった。調査区の南側の道路に接する土地境界線を基準とし、2mグリッドを図面上で南東土地境界杭より東から西へむかって1～22区、南から北へA～K区と設定した。さらにそのグリッドを利用して2本のトレンチをB区列、D区列にそれぞれ1本ずつ設定し、重機にてトレンチ部分の表土を除去した。ローム面まではおよそ40～50cm程度であった。ローム面は人力にて精査し、遺構の確認に努めた。当初遺構所在の可能性はきわめてすくなくないとみなしていたため、畑地の部分のみで遺構の所在

を判断するつもりであった。しかし、B区列のトレンチの北端部分（B-8，9，10区に相当）を精査すると長方形の黒褐色～暗褐色の遺構のプランの一部とおもわれるものが確認された。そのため、調査当初には調査区の北西部分に建っていた空き家の木造家屋4棟をただちにとり壊さないと調査ができないことが判明したので、6月28日、木造家屋の解体、撤去を行なうことになった。家屋の建っていた部分についても2mグリッドを延長して設定した。表土の除去、ローム面の精査はいずれも人力にて行なった。B-14区からE-17で南東から北西方向へ伸びる溝（溝1）、G-8区で東西方向へ伸びる溝（溝2）が確認された。溝1は、幅1m前後で深さが確認面より10cm～15cm程度で、土師器片、須恵器片などが数点出土した。G-8区の溝は幅30cm～40cmほどで遺物はない。深さは確認面より20cm程度である。

覆土の様子から後世のものであって、調査には値しないと判断された。E-8, 10区では長方形の遺構プランは確認できなかったので、南側へ拡張を行なって遺構プランの精査に努めた。その結果、古墳時代末期の住居跡1軒が確認されたので、試掘調査は7月1日に終了することになり、土地所有者と協議した結果、上福岡市遺跡調査会が本調査を実施することになった。

◇第15号住居跡 [松山遺跡第20次調査]

上福岡市遺跡調査会が調査を実施した。遺構確認面にて3.7m×4.7mの2本柱の住居跡である。北壁でもやや東寄りにカマドをもつ。周溝は、カマド部分のをぞいて全周する。覆土中の遺物は非常にすくなく、北東隅の「貯蔵穴」のある部位とその周辺に遺物が集中していた。主な遺物は土師器坏2点、土師器甕、須恵器盤破片である。住居跡の年代もそれらの遺物から7世紀と思われる。隣接する長宮遺跡や滝遺跡のほぼ同時期か前後する時期の集落との関連性およびその範囲を知るうえでのひとつの材料となろう。

●試掘調査(3)

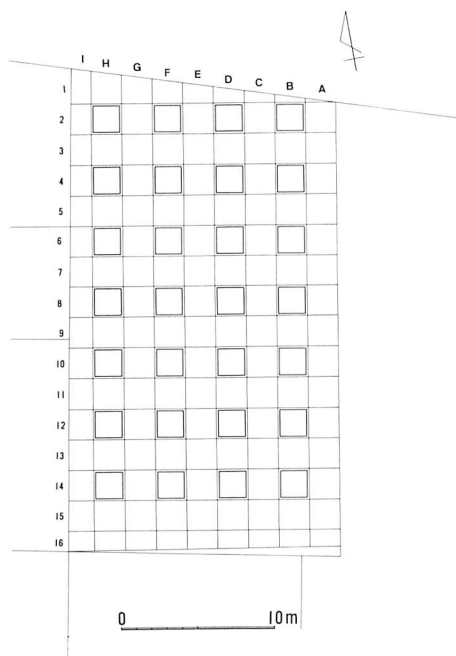
本調査区は、平成4(1992)年6月に実施し、方形にめぐるとおもわれる溝跡の確認された試掘



松山遺跡試掘調査(2)住居跡プラン確認状況



松山遺跡試掘調査(3)作業風景(北より)



調査(4)区の道路を隔てて南西30mほどの場所にあたる。農地転用に伴い分筆して個人住宅建設をおこなうというので遺跡の範囲を調べるため試掘調査を行なったものである。北東土地境界杭および隣接する家のブロック塀を基準に北から2mずつ1~17区、同様にして東からA~I区を設定した。第2区列より調査を開始し南側へむかって1区おきに表土の除去作業を行った。しかし、1m以上掘り下げてもローム面が現われない箇所が大部分であった。表面から15cmは折りからの猛暑のため土が粉状に白くからからに乾ききっていた。その下は、ロームブロックを多量に含む暗褐色土層が20cm程、ローム粒子を少量含む暗褐色土層がその下にずっと続いていた。土の様子から本来のローム面が攪乱されてその高さが失われているのが明らかであった。遺物も全く見られなかったので、14区列の調査後、埋め戻しを開始した。8月12日、調査区を実測して器材を撤収し、試掘調査を終了した。

第5図 松山遺跡試掘調査区(3)全測図(1/500)

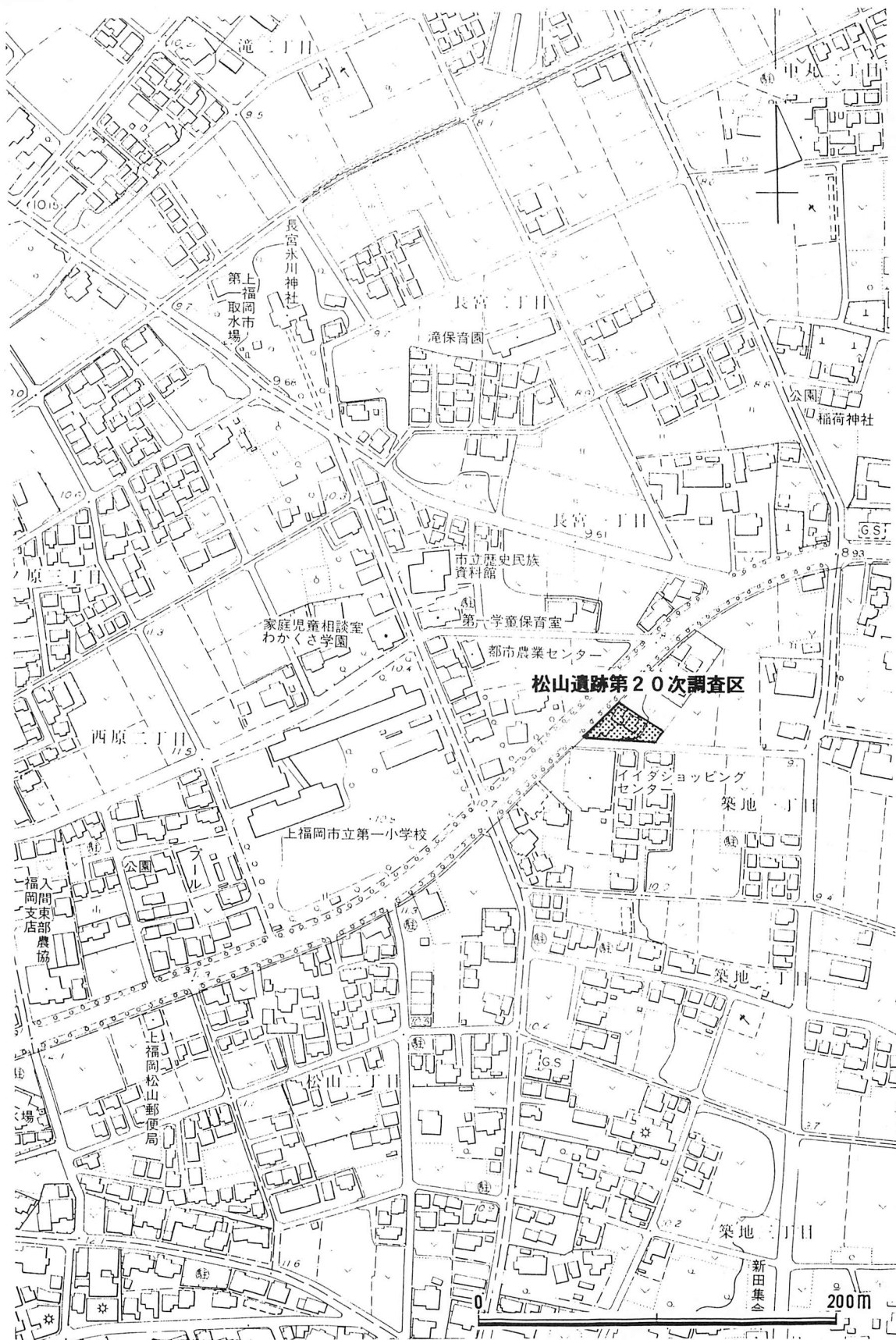


第1図 市内遺跡位置図(1/20000)

I 遺跡の立地と環境

武蔵野台地の縁辺にあたる上福岡市域は、大きく標高16～18mの武蔵野段丘面と標高8～10mの立川段丘面の台地と標高6～7mの沖積地帯にまたがっている。沖積地は古東京湾として、縄文前期の海進時には海辺を形成していたことから、台地の縁辺に所在する縄文時代前期の上福岡貝塚などが著名であるが、それ以降の縄文時代前期の鷺森遺跡、同中期のハケ遺跡や西遺跡、古墳時代初頭の権現山墳墓群、古墳時代前期および後期の集落跡である滝遺跡、また奈良・平安時代の松山遺跡や川崎遺跡、中世以降の長宮遺跡なども知られている。今回調査をおこなった松山遺跡は、標高10～11mの範囲にあり、周辺は平坦な地であるが、遺跡から東の地形はゆるやかに傾斜し、400mはなれた地点で標高7mの水田面に移行する。南へ約200mで小河川の江川が流れている。

江川は西から東へ流れ、新河岸川へ合流する。過去、早い時点で区画整理が行なわれたため、近年でも、個人住宅の建設などの小規模開発による宅地化が著しい。そのため遺跡はいわゆる蚕食状態となって、現状変更が進行している。市教育委員会は、昭和53年、同54年、同58年、平成3年度から5年度にかけて試掘調査や18次にわたる本調査をおこなった。遺跡調査会でも平成6年1月に平安時代の住居跡2軒と馬と推察される動物遺存体を覆土に伴う時代不詳の断面函形の溝を調査している。その結果、平安時代の住居跡は通算13軒となり、そのほか同時代の井戸跡1基、土坑5



第2図 松山遺跡第20次調査区位置図 (約1/3333)



ローム面精査風景(第1トレンチ, 東より) を挟んで北側に当たり, 第5次調査では, 遺構は確認できなかったものの, わずかな土師器片などを調査中採集している。また, 周辺で古墳時代末～平安時代の住居跡が確認されているので, No.25035遺跡(松山遺跡)の範囲である可能性がある,

②地表面からは遺物の散布状況がわからないので, 開発にさきだって, 遺構・遺物の有無を判断するためには, 試掘調査が必要なこと, また①の理由から, 試掘調査の必要がある, 等を説明した。さらに試掘調査の結果, 遺跡が確認された場合には, 遺跡の保存をも含めたその取り扱いについて, 協議が必要なことを加えた。平成6年5月31日, 原田雄一氏より発掘届が提出され, 試掘調査



2 mグリッド法による試掘調査作業風景(東より)

は, 6月24日に開始した。

2) 試掘調査の実施

試掘調査は, 図面上にて南側の道路に接する土地境界線を基準とし, 2 mグリッドを図面上で南東土地境界杭より東から西へむかって1～22区, 南から北へA～K区と設定した。6月24日に現地にて, その図面のグリッドを利用して2本のトレンチ(以下Tと略す。)をB区列, D区列にそれぞれ1本ずつ設定し, 重機にてT部分の表土を除去した。ローム面は人力にて精査し, 遺構の確認に努めた。ローム面まではおよそ40～50cm程度であった。当初遺構の所在する可能性は低いとみなしていたため, 畑地の部分のみで遺構の所在を判断するつもりであった。しかし, B区列のT(以下「第1T」とする。)の北端部分(B-8, 9, 10区に相当)を精査すると長方形の黒褐色～暗褐色の遺構のプランの一部とおもわれるものが確認された。そのため, 調査当初には調査区の北西部分に建っていた空き家の木造家屋4棟をただちに松山遺跡第20次調査遺構プラン確認作業風景(東より)



とり壊さないと調査ができないことが判明したので、6月28日、木造家屋の解体、撤去が行なうことになった。家屋の建っていた部分についても2mグリッドを延長して設定した。表土の除去、ローム面の精査はいずれも人力にて行なった。B-14区からE-17区で南東から北西方向へ伸びる溝（溝1）、G-8区で東西方向へ伸びる溝（溝2）が確認され



松山遺跡第15号住居跡プラン確認状態（北より）

た。溝1、2とも覆土の様子から後世のものと推察される。E-8、10区では住居と思しき遺構プランは確認できなかったため、南側へ拡張を行なって遺構プランの精査に努めた。その結果、古墳時代末期の住居跡1軒が確認されたので、試掘調査は7月1日に終了した。

3) 事前協議 2

試掘調査の途中ではあったが、遺構の所在が概ね判明したので、6月28日に、原田雄一氏と社会教育課で遺跡の取り扱いについて再度協議をもった。社会教育課は、遺跡は現状保存が望ましく、遺物の包含層まで30cmに満たず、遺構の確認面までもせいぜい50cmほどであるため、保存のために土盛等の措置が必要であること、もしどうしても工事を実施するなら、営利を目的とする開発であることが明白なので、然るべき調査予算を積算したので、開発事業に伴う事前の発掘調査にあたっては、それだけの金銭的負担を了承していただきたい、旨を伝えた。その結果、

①調査期間を原則として7月17日までとする。

②調査費は原田雄一氏が負担する。

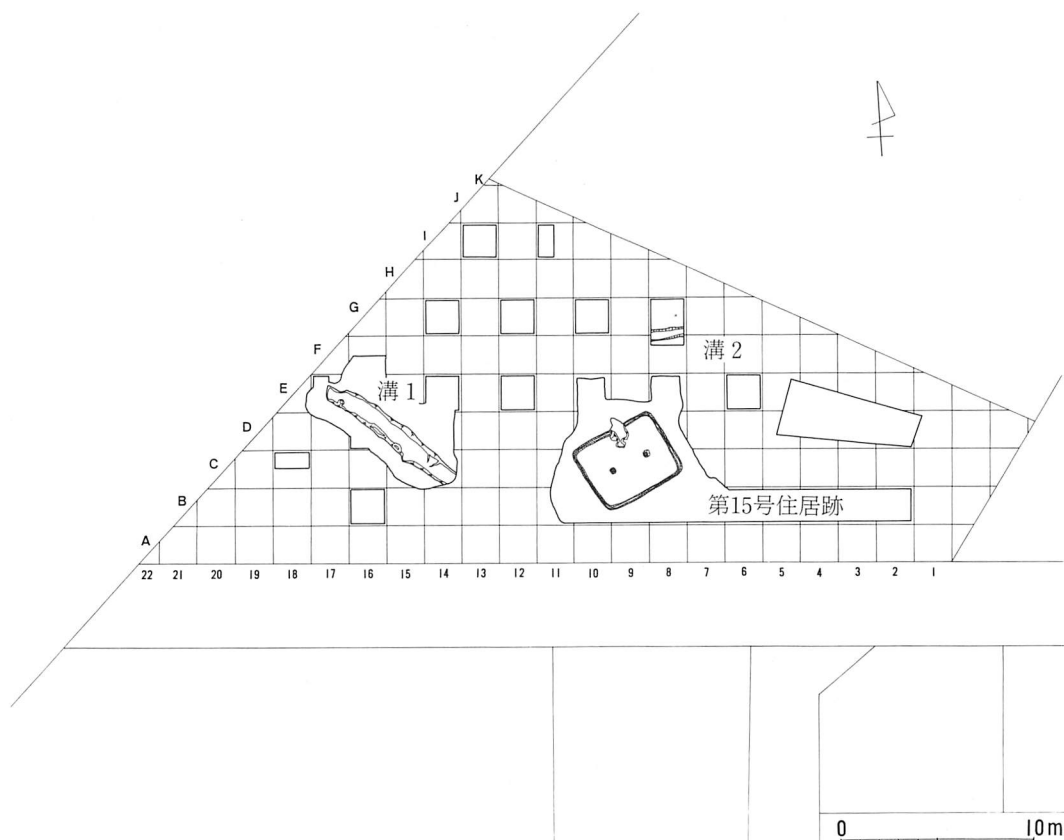
の2点で合意を得たので、原田雄一氏と上福岡市遺跡調査会は7月1日に委託契約を締結し、本発掘調査は、遺跡調査会が教育委員会より引き継いで実施することになった。

4) 調査の経過

調査は、平成6年7月4日より、第1Tの拡張で確認された第15号住居跡の覆土除去作業から開始した。溝1の平面図を作成した。5日、第15号住居跡の土層断面図（セクション図）を作成し、土層断面の写真撮影を行なった。6日、第15号住居跡のセクション＝ベルトの除去を行い、床面の検出された状況の写真撮影を行なった。8日、平面図を作成するとともに、遺構が確認されなかったグリッド



松山遺跡第15号住居跡調査風景（北上方より）



第3図 松山遺跡第20次調査全測図(1/400)

の埋め戻しを行なった。11日、第15号住居跡の遺物あげ及びレベリングを行なった。カマドの調査を開始した。12日、掘り方の除去を行い、写真を撮影した。のちカマドの平面図を作成し、遺物あげを行なった。カマド完掘後、写真撮影を行なった。

なお、住居跡は埋め戻さなくてよいという原田氏の指示があったので一部レベリングや標高の算出を行い、器材を撤収し調査を終了した。

III 調査の内容—遺構と遺物

検出された遺構は、古墳時代末期の住居跡1軒と時代不詳の溝2条である。以下にその内容を詳述する。



松山遺跡第15号住居跡調査風景（北西より）

●第15号住居跡

当住居跡は、B～D-8～10グリッドに位置し、平面での形状は概ね長方形で、周溝の芯々で4.2×3.5m(長軸×短軸)である。主軸方向は、N-30°-Wである。遺構確認面より、周溝は最深で43cm、床面レベルはおよそ20cmくらいである。

2本の主柱穴をもち、西壁周溝の芯から西主柱穴の中心まで



松山遺跡第15号住居跡床面検出状態（南より）



松山遺跡第15号住居跡カマド全景（南より）

1.36m、西主柱穴の中心から東主柱穴の中心まで1.9m、東主柱穴の中心から東壁周溝の芯々まで1.3mを測る。西主柱穴の深さは床面レベルより72cmを測る。東主柱穴の深さは床面レベルより68cmを測る。カマドは住居の北壁に設けられ壁の中央より東側に位置する。

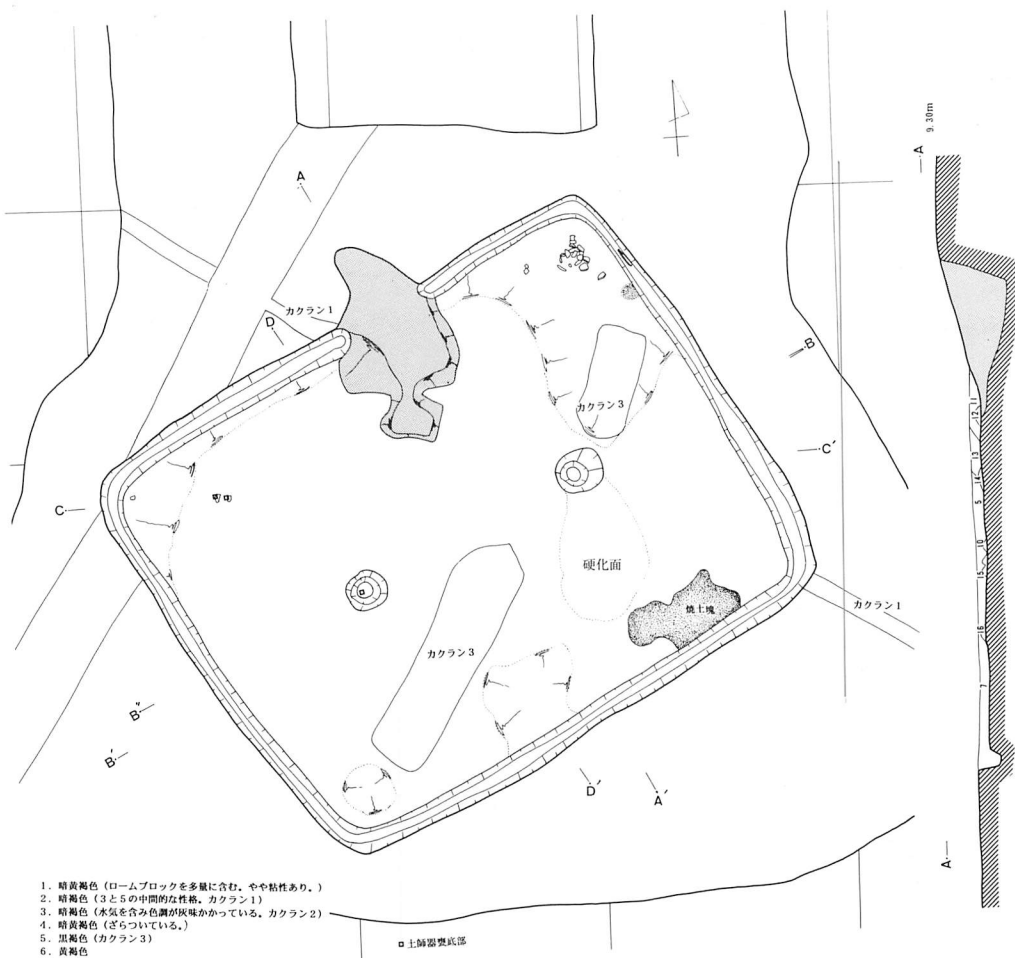
掘り方を除去したところ、南壁中央内側に床面より最深で20cmの不定形の掘り込みが

みられ入り口の跡かもしれない。また、東柱穴の南側の床面は特に堅緻に踏み固められていた。南壁でも東端に近い部分の床面に高さ約10cm程度の粘土を含んだ焼土の盛り上がりが見られた。

覆土は、幅15cmほどで北西-南東方向に走るカクランや幅60cmほどで北北東-南南西方向に走り、カマド脇をかすめて南西隅にぬけるカクランに床面まで破壊されており、住居全体としての遺存状態

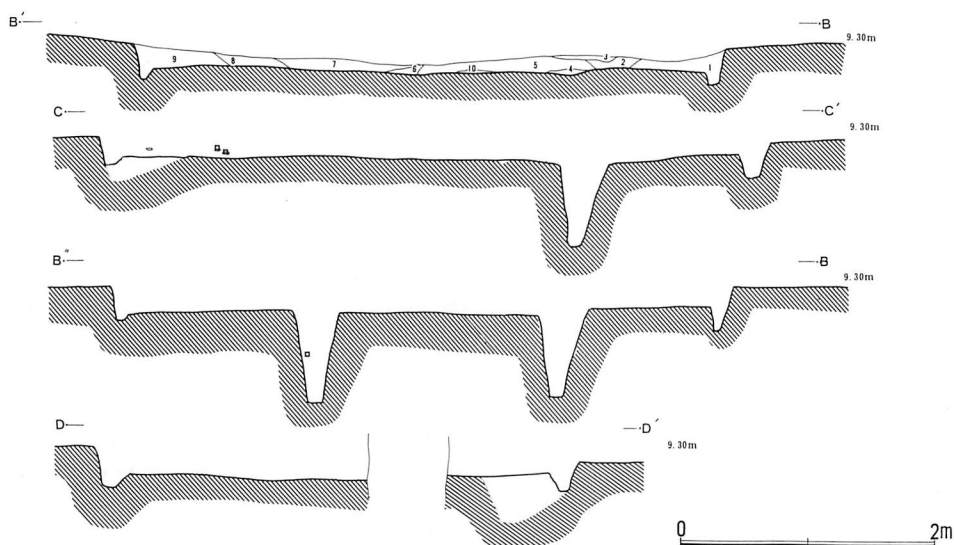


松山遺跡第15号住居跡掘り方検出状態（南より）

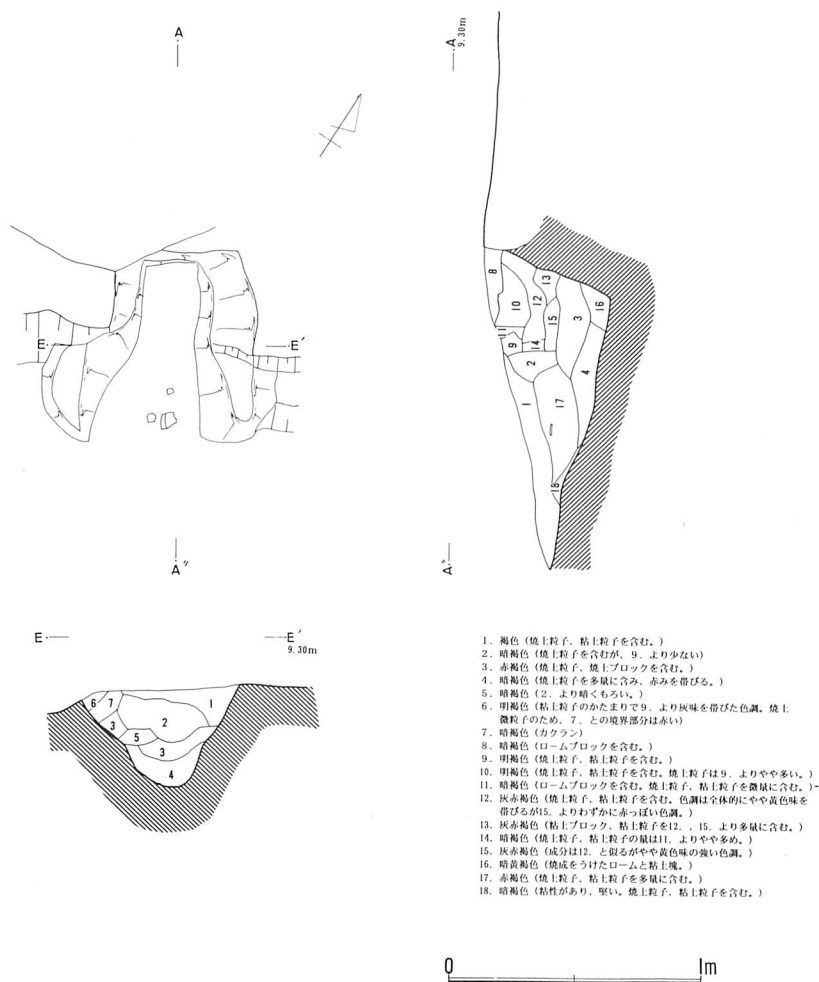


1. 暗黄褐色（ロームブロックを多量に含む。やや粘性あり。）
2. 暗褐色（3と5の中間的な性格。カクラン1）
3. 暗褐色（水気を含み色調が灰味かかっている。カクラン2）
4. 暗黄褐色（ざらついている。）
5. 灰褐色（カクラン3）
6. 黄褐色
7. 黒灰褐色
8. 暗褐色（焼土粒子を含む。）
9. 暗褐色
10. 黄褐色
11. 灰褐色（焼土粒子、粘土粒子を含み、やや赤みががっている。）
12. 灰褐色（粘土塊）

13. 暗褐色（焼土粒子、粘土粒子を少量含む。）
14. 黄褐色
15. 黄褐色
16. 暗黄褐色



第4図 松山遺跡第15号住居跡実測図 (1/60)

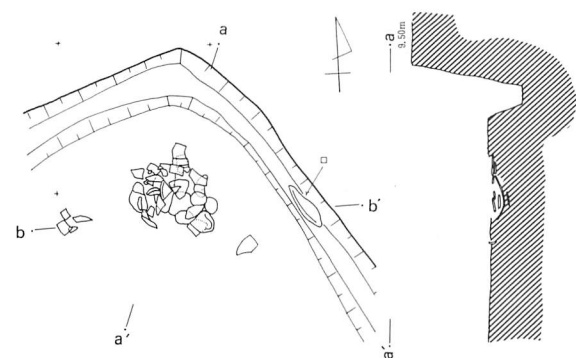


第5図 松山遺跡第15号住居跡カマド実測図（1／3）

もあまりよくない。

「貯蔵穴」自体の所在やプランははっきりしなかったが、「貯蔵穴」の部位、言い換えれば主軸より東側の部分で住居跡全体では床面北端部の位置から土師器坏2点、土師器丸胴甕1点が他の土師器小片とばらばらのものを詰め込んだ状態で出土した。丸胴甕は底面の破片の方がレベルが高く、胴部の破片が左側下方および一部は直下より出土している。また、土師器坏2点の破片は概ね「貯蔵穴」の部位に集中していて、丸胴甕胴部破片の上方からも下方からも出土している。さらに、「貯蔵穴」の部位から少し離れた覆土にも同一個体の坏に接合する破片がみられた。一方、7世紀中葉のものと推察される須恵器盤の口縁部破片が、東壁の周溝でも北側の部分、「貯蔵穴」にちかい場所から出土している。同一個体の破片が「貯蔵穴」の部位やカマドの焼土中にもみられた。詳細な出土状況は、図6及び巻末写真に示したとおりである。

住居跡の年代については、まとめて詳細に検討するが、須恵器坏の欠如などから、7世紀終わ



※記号はそれぞれの土器破片の出土位置を示す。



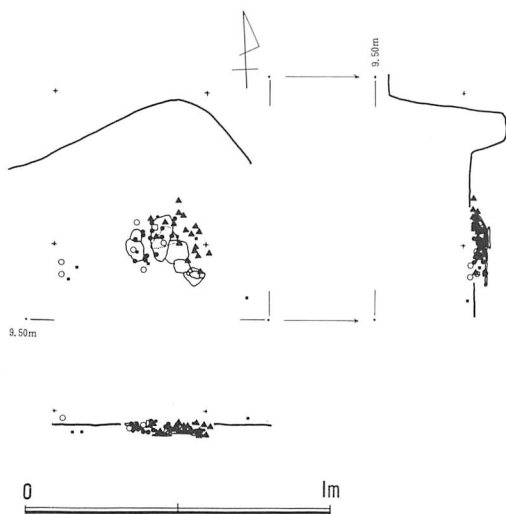
(第8図4)



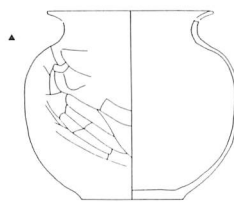
(第8図1)



(第8図2)



左図の実線と点線も丸胴甕の破片を示す。



(第8図3)

・ 接合しない別個体の土師器及び須恵器破片を指す。

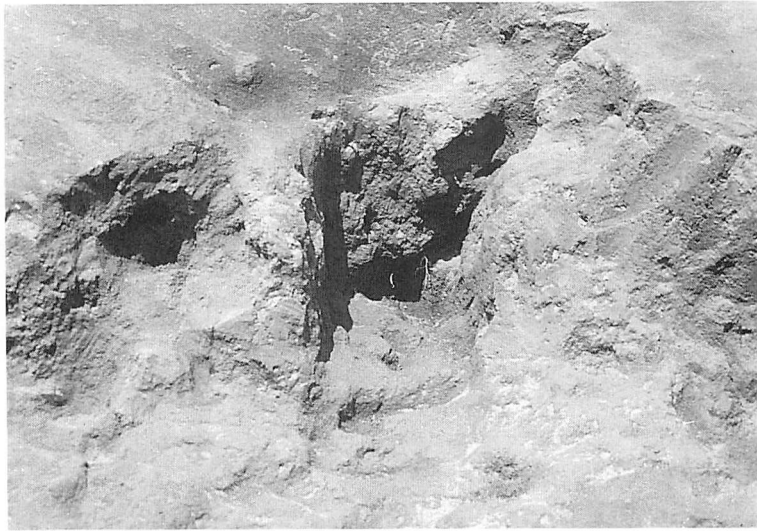
第6図 第15号住居跡「貯蔵穴」遺物出土状態 (1/25)

りごろから8世紀初頭に位置付けられよう。

●溝1

図化したのはC-14区からであるがもっと東側へ伸びているものと考えられる。溝1は、須恵器片、土師器片を覆土中に数点含むものの、溝の時期を決定するものではない。壁面の立上りが緩やかで、底面と壁面境界が比較的不明なため、溝断面形状を表現するなら底面Uの字といったも

のである。流路は、やや北へ振っていて概ね東西方向である。床面レベルは遺構確認面よりだいたい30cmくらいであるが西側へいくにつれやや深くなり、E-16区部分でおよそ40cmの部分もある。西端部は攪乱で破壊されている。遺構確認面における幅はだいたい1mほどであるが1.4mを測る部分もある。西端付近では0.7mとなる。底面の幅は約0.8m、西端で0.7mである。



第15号住居跡カマド完掘状態（南より）

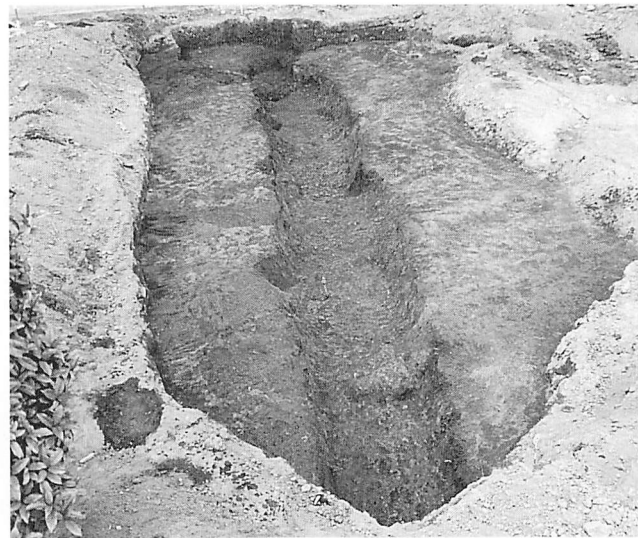
●溝 2

確認面における幅は約50cm、深さは20cm程度で、断面形状は函形である。流路はだいたいグリッド境界に沿って南西-北東方向に走っている。年代を決定する遺物の出土はなかったものの、機械などを用いたような鋭利なプランを呈するため、昭和時代に構築されたと考えてさしつかえないであろう。用途は不明である。

●第15号住居跡出土遺物

1. 土師器坏。口径10.5cm。器高3.4 cm。内外面に赤彩を施す。「口縁部が短く直立」から「外反気味に伸び丸底の底部につづく浅椀風」の坏であり、稻荷前遺跡（A区）（富田1993）における土師器坏の分類にならえばD類になろう。口唇部の沈線がかすかにみられる。口縁部と体部の境界はヘラ削りによる稜で区分されているように見えるが明確に区分する意識は弱い。丸く移行するので全体的につぶれた半球形を呈する。口縁部が直立よりわずかに外に開く立ちあがりである。口縁端部は、鋭角的で、わずかに外湾する。底部外面には直径にして5 cm前後の黒斑がみられるが焼成直後に取り上げたときのものであろうと推察される。ヘラ削りは概ね時計回りに施したものであろう。残存率90%強。

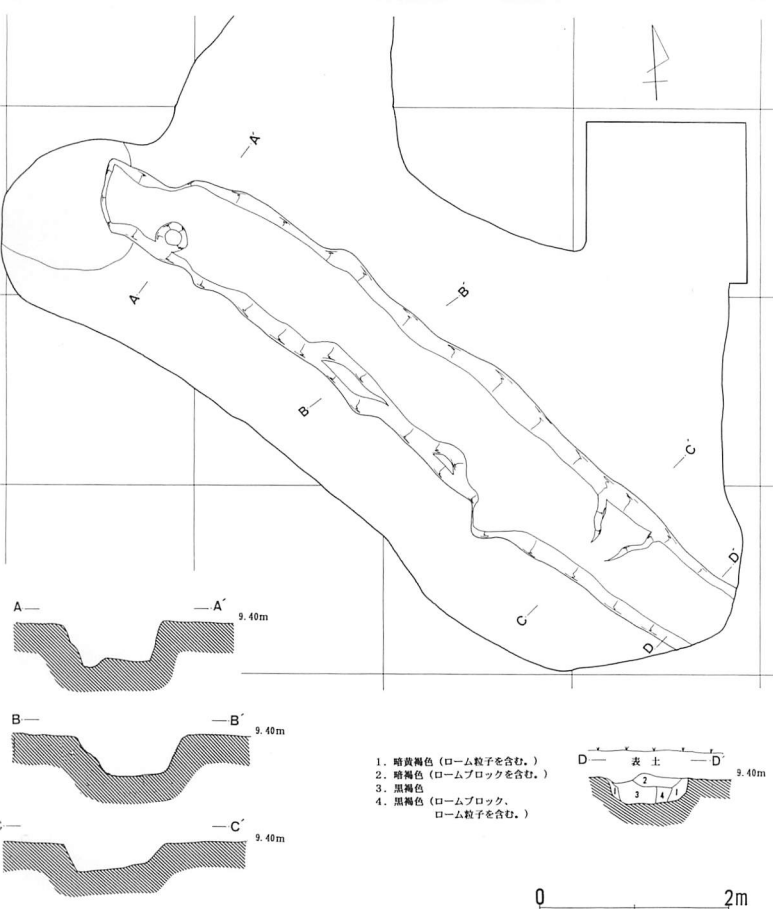
2. 土師器坏。口径13cm（推定）か、それよりやや小さい。器高4 cm（推定）。内外面に赤彩を施す。稻荷前A区のD₂b類（口唇部上端に沈線をもち、口縁部と体部の境界は不明瞭で、外反する口縁をも



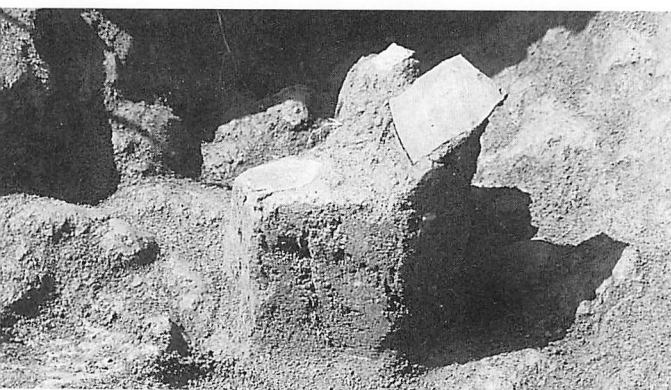
松山遺跡第20次調査溝1 全景（南東より）



松山遺跡第20次調査溝2 全景（南より）



第7図 松山遺跡第20次調査溝Ⅰ全測図(Ⅰ/80)



第15号住居跡カマド遺物出土状態

土するもの、周溝の壁面からそれぞれ出土している。

5. 土師器甕底部破片。肩部あるいは胴部上方が強く張る甕の細くなる底部か、長胴甕の底部の破片であろう。斜め方向のヘラ削りがみられる。残存する器壁は底面中央を除いて5~6mm前後と比較的厚手である。4点の破片の出土位置は、覆土からのものと柱穴から出土するものがある。

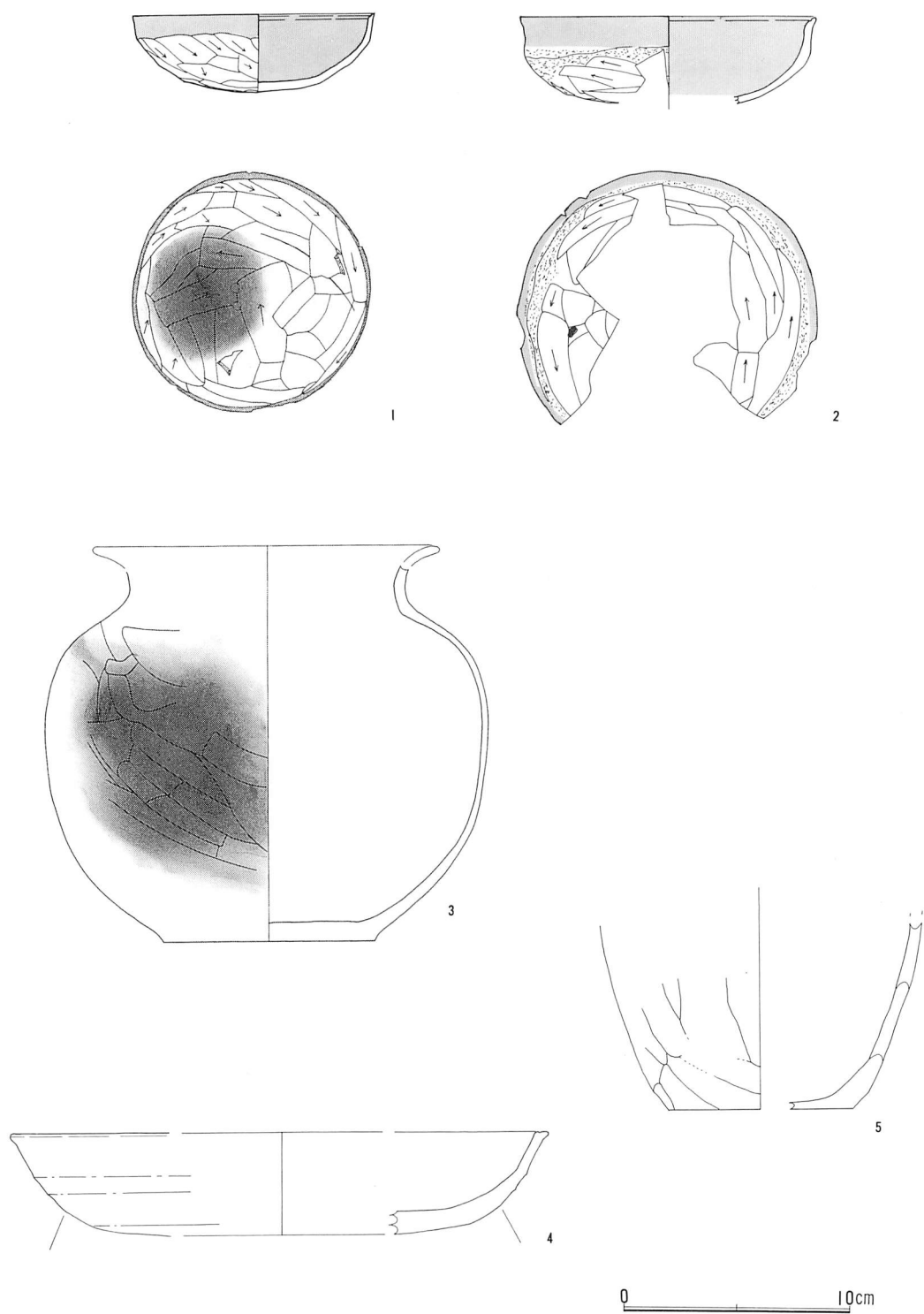
IV まとめにかえて

松山遺跡第15号住居跡の土器と年代について稲荷前遺跡A区(富田1993)の編年を中心として検討してみたい。まず、当該住居跡出土の坏は、概ね稲荷前A区の坏D類に近いものと推察された。坏

つ。)の坏に近い。口縁部から体部は丸く移行し、口縁部から体部の境界は赤彩と沈線状のもので区分されているようにみえる。ヘラ削りは概ね反時計回りに施されている。残存率約45%。

3. 丸胴甕。残存率約30%で口縁部が完全に欠損しているが、残存する器高約17cm、頸部の直径14cm(推定)、胴部の最大直径19.5cm(推定)である。肩部がやや張る器形であろう。底部は1cm近い厚みをもつが、器壁は胴部にて薄くなり、肩部あるいは胴部上方にて3mm未満の薄い部分もみられる。肩部を中心に器面全体の広い範囲にすずの付着がみられるが、残念ながら水洗時に洗い流してしまった部分が多いため明確な範囲を図示できない。

4. 須恵器盤。直径24cm(推定)、器高4.5cm。残存率は20%くらいであろう。産地不明で器外面の色調は明灰色を呈する。底部外面に回転ヘラ削りを施す。底部の厚みは1cmをこす部分もみられる。体部は全体的に底面よりまろくカーブを描きながら立ち上がるが、器外面に底面より2.5cmで稜をなしていて器壁が外へ屈曲するようなろくろ目もみられる。口縁部は、水平に近く外折し、口唇部の平坦面の器内面に近い部分に沈線状のくぼみがみられる。破片は、カマドからのもの、貯蔵穴の部位から出



第 8 図 松山遺跡第15号住居跡出土遺物実測図 (1/3)

D類は、稲荷前A区IV期(7世紀3/4~4/4)からVI期(8世紀1/4後半)に属する。なお、坏D類と一見坏の口縁部を外反させたような皿C類の器形を呈する¹⁾土師器が共伴するのは稲荷前A区67, 68号住, 83号住, 125号住, 立野南遺跡2号住(富田1985, 以下今井遺跡まで同じ), 八幡太神南遺跡A地点1号住, 今井遺跡G地点2号住, 東下川原遺跡5号遺構²⁾(早川1995)である。このうち稲荷前67, 68号住は、口径が17~13cmで底面全面へう削りの須恵器坏, 125号住は、口径が17~15cmで底面全面へう削りの須恵器坏, 立野南遺跡2号住も口径が17cmに達する底面全面へう削りの須恵器坏を共伴する。今井遺跡G地点2号住は、立野遺跡2号住の丸底の須恵器坏3類に似た須恵器坏と、かえりのついた須恵器蓋を伴う。

須恵器盤は、口径が26~30cmに達するものの当該住居跡出土の平坦な口縁部をもつ盤と類似する器形を呈する盤が今井遺跡G地点2号住でみられ、立野遺跡3号住では、実測図を見るかぎり大きさも技法も酷似する盤が出土している。編年的には、鳩山編年III期(稲荷前A区VIII期併行, 8世紀中葉)までに、小型のもののみに収束することや、武蔵国内では、南比企窯跡群産のものをふくめて盤の生産量が激減するということ³⁾から考えて8世紀中葉以前と考えるのが妥当であろう⁴⁾。なお、丸胴甕は、前述したほぼ併行期であろうと想定される遺構から出土しているが⁵⁾、当該住居跡のものに似たものはみられない。詳細に検討するならそれぞれ異なった器形や整形技法を示しており、最終的に分類した場合、全く別の系統になる可能性が強い。そのため今回は、紙面の都合もあるので詳細に検討するのは控えたい。後日、他の遺物を含めて実物を実見しつつ実測図で共伴関係を整理していきたいと考えている。実測可能な遺物がすくないので断言しがたいが、当該住居跡の年代は、須恵器坏及び南比企窯跡群産須恵器の欠如から、8世紀前半⁶⁾の長宮遺跡第1号住居跡より古い7世紀終末から8世紀初頭に位置づけられよう。

《注》

1) 富田氏による「口縁部が外反する浅い皿形を呈するもの」という皿C類の定義を広義にとらえた。皿C類と考えたもののなかには、富田氏が皿D類とした「北武蔵系」のものも含まれる可能性がある。

2) 報告者によると「第17号住居跡の床面がはっきりしなかったため、遺物が第5号遺構のものと混ってしまっ」(早川1995, p.50) ているため、共伴関係として例にあげるのは不適当かもしれない。

3) 渡辺一1992, p.28

4) 平成6年度埼玉県市町村文化財担当者会議の「入間地区の須恵器の生産と流通」発表準備の際に、渡辺氏にこの須恵器盤の実物をお見せしたところ、生産地はわからないが7世紀中葉のものであるとのご教示をいただいた。

5) 田中信氏より、器形、制作技法、胎土等類似する製品としては、川越市岸町7号横穴墓の出土品がある(小泉, 田中1993, p.30, 第17図1) とご教示をいただいた。

6) 笹森健一氏によると、長宮遺跡第1号住居跡の年代は、甕の形態から水深遺跡30号住居併行, 8世紀1/4期 末~2/4期初頭(笹森1981, p.84及び図35) で、口径推定14.2cmの須恵器坏を共伴している。

《参考文献》

小泉, 田中1993 「岸町横穴墓群調査報告書」川越市遺跡調査会

笹森 健一1981 「埼玉県における奈良時代の土器の変遷とその様相」シンポジウム『盤状坏 奈良時代の様相』相武古代研究会・東洋大学未来考古研究会

富田和夫他1985 報告書第46集「立野南・八幡太神南・熊野太神南

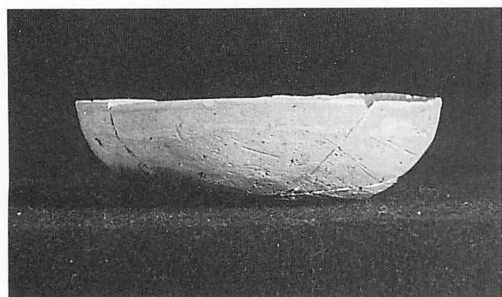
今井遺跡群・一丁目・川越田・梅沢」, 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

富田和夫1993 報告書第120集「稲荷前遺跡(A区)」, 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

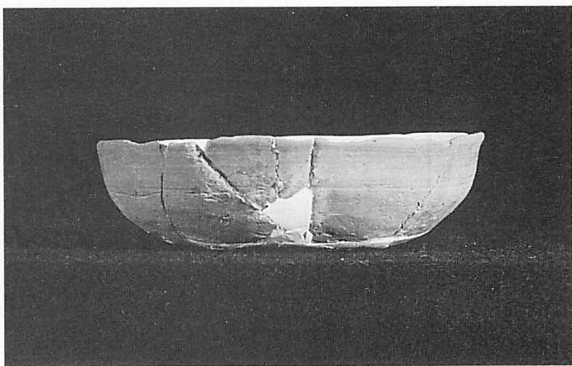
早川由利子1995 「川越市東下川原遺跡発掘調査報告書」, 東下川原遺跡調査会

水村孝行他1975 「児沢・立野・大塚原」埼玉県遺跡発掘調査報告書第28集, 埼玉県教育委員会

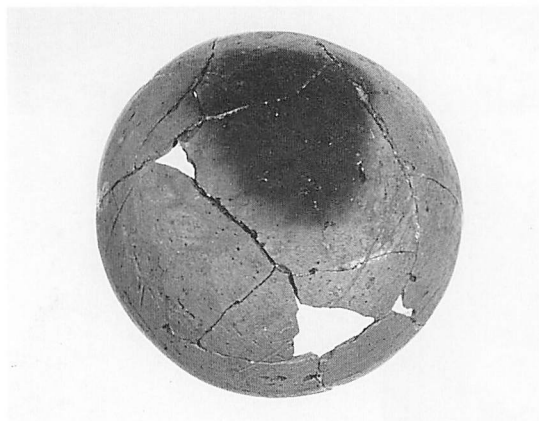
渡辺 一1992 「南比企窯跡群における須恵器生産の実態—鳩山窯跡を中心に—」, 大戸窯検討のための「会津シンポジウム」『東日本における古代・中世窯業の諸問題』資料集紙上報告



1. 土師器坏 側面



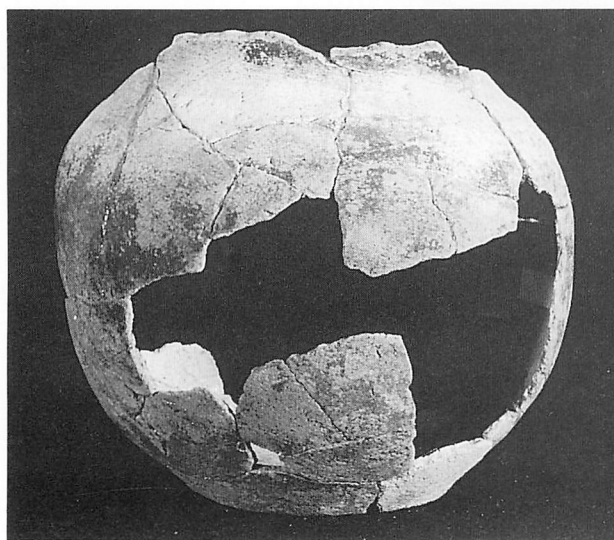
2. 土師器坏 側面



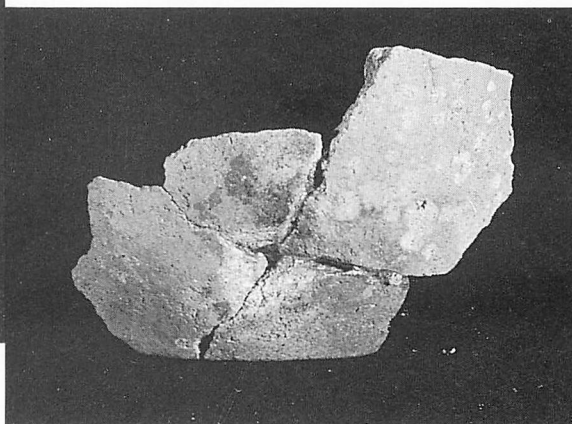
1. 土師器坏 底面



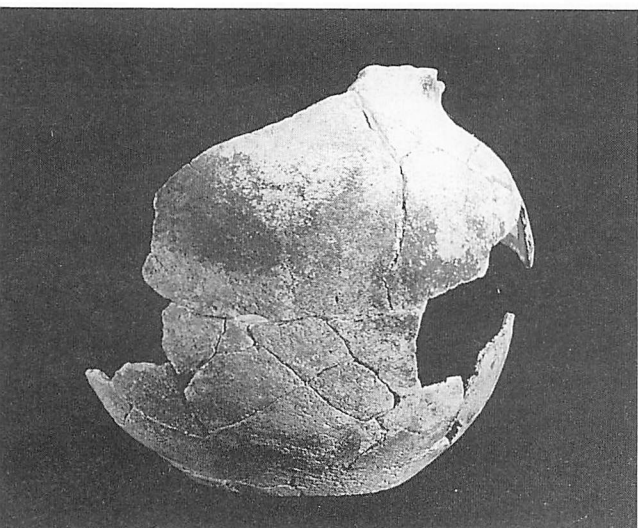
2. 土師器坏 底面



3. 丸胴甕 側面(1)



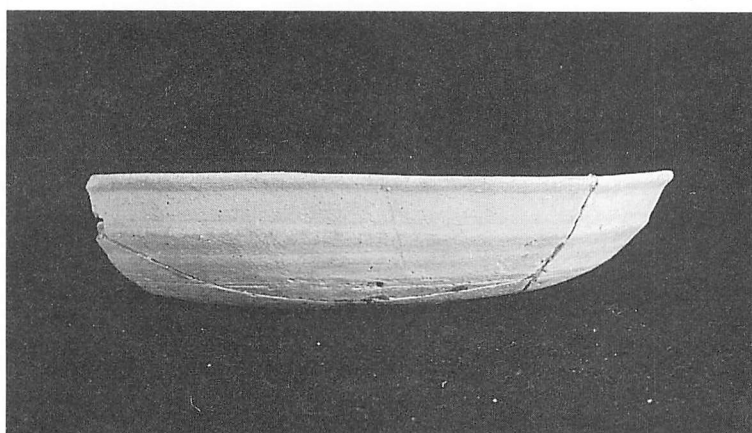
5. 土師器甕底部 側面



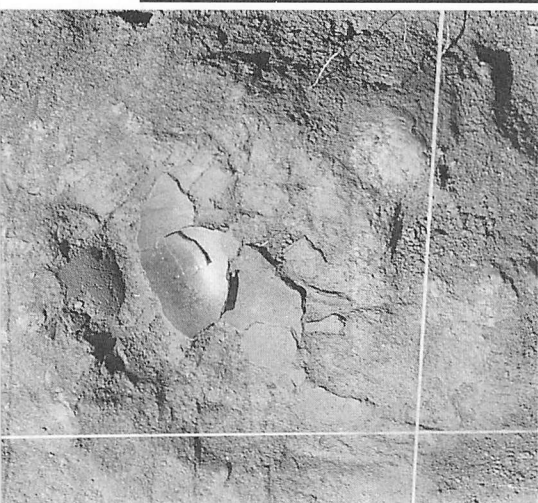
3. 丸胴甕 側面



第15号住居跡「貯蔵穴」遺物出土状態



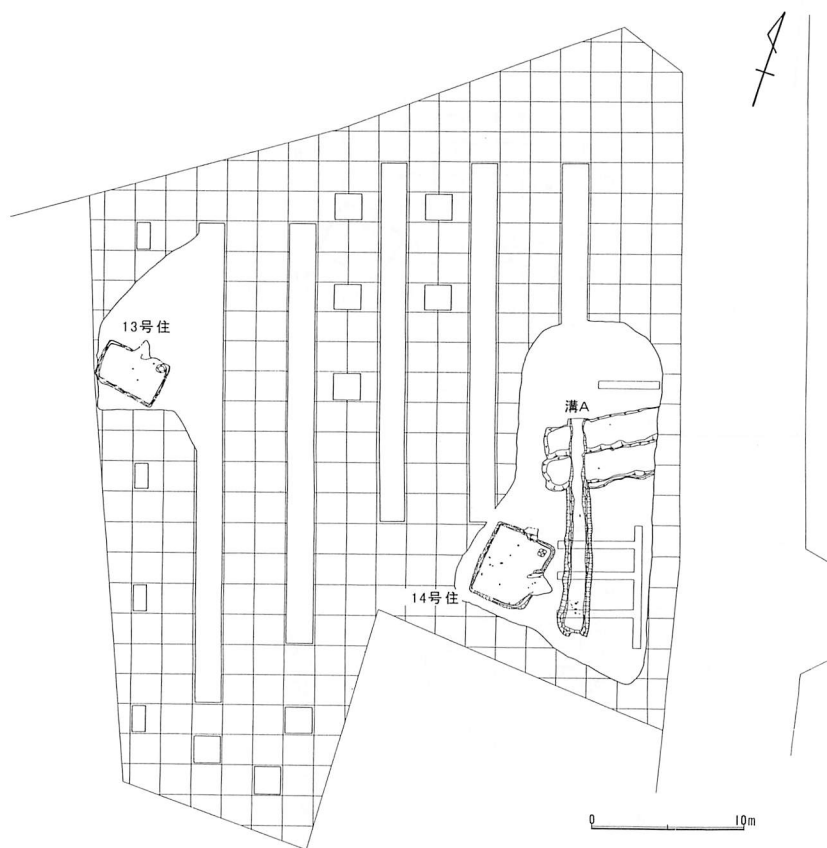
4. 須恵器盤 側面



3. 丸胴甕胴部出土状態



4. 須恵器盤底面



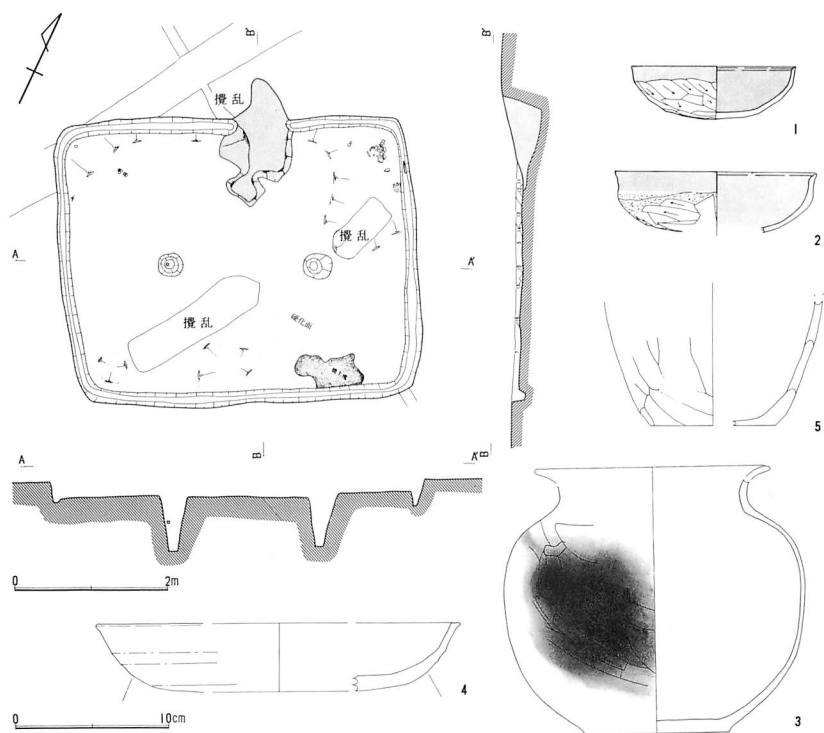
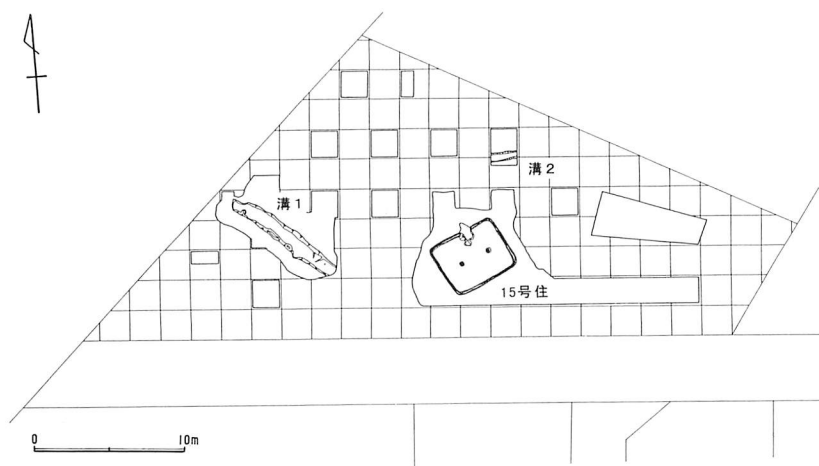
第8-12図 松山遺跡第19次遺構配置図〈1/500〉

順で使用されたと考えられる。床面は中央から南西部分にかけて比較的良く踏み固められている。覆土中から須恵器坏、土師器甕の破片、北西隅、南東隅の床面直上から土錘が出土している。この住居跡は出土土器から9世紀第1四半期のものと考えられる（文献59）。

松山遺跡第20次15号住居跡（第8-13図）

3 m70×4 m70の長方形。北側にカマドを持つ。周溝はカマド部分を除き全周する。柱穴は深さ70cm程のものが2本確認された。南東隅からは焼土が見つかっている。床面から土師器坏2点、土師器甕、周溝から須恵器盤が出

Ⅱ 考 古



第8-13図 松山遺跡第20次遺構配置図・15号住居跡・出土土器 〈1/500・1/100・1/5〉



第8-14図 松山遺跡第21次遺構配置図〈1/500〉

土している。住居の時期は出土土器から7世紀第4四半期になると思われる(文献65)。

出土遺物(第8-13図)は、続比企型坏(1・2)、土師器甕(3)、須恵器盤(4)、土師器甕底部破片(5)である。

松山遺跡1995年試掘調査(2) 16号住居跡(第8-1図)

住居の覆土である黒褐色土とカマドラしき粘土を含む焼土塊を確認した。全体の規模は不明。続比企型坏や土師器甕の破片が出土している。時期は7世紀第4四半期(文献61・本書)。

松山遺跡第21次17号住居跡(第8-14図)

東西4m80、南北4mの長方形。周溝は全周する。カマドは北壁中央やや東よりに設置されている。柱穴は2本確認されている。続比企型坏や土師器甕の破片などが出土している。7世紀第4四半期のものと思われる(文献62・本書)。